

令和8年5月29日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	遠藤 晃	書記	横田 涼
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	鳴 原 健 二	財 務 課 長	儀 同 佐江子
まちづくり推進課長	佐久間 貴	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	佐久間 正 浩	保 健 福 祉 課 長	今 泉 喜 徳
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	渡 辺 淳
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	橋 本 泰 寿
教 育 長	渡 辺 和 也	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 晴 之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年5月29日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第38号 三春町学校給食共同調理場条例を廃止する条例
- 第 5 議案第39号 三春町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第40号 三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第41号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第42号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第43号 令和8年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第44号 令和8年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 第12 陳情第 3号 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止すること
- 第13 報告第 4号 令和7年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 第14 報告第 5号 令和7年度三春町一般会計予算事故繰越しについて

第15 報告第 6号 令和7年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて
5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されていますので、ご了承ください。

ただ今から令和8年三春町議会定例会6月会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番三瓶文博議員、10番篠崎聡議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

今定例会議の日程は本日から6月3日までの6日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の日程は、本日から6月3日までの6日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承ください。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和7年度第12回、令和8年度第1回、第2回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので、ご了承ください。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第4、議案第38号から日程第7、議案第41号までを一括議題といたします。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和8年三春町議会定例会6月会議が開催されるにあたり、議案の説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今年度の事業進捗状況について申し上げます。

はじめに、行政組織機構の一部見直しについてであります。本年4月から、地域の課題や防災、交通などを一体的に、スピード感をもって対応するために「まちづくり推進課」を新たに設置いたしました。これまで各課において担っていた事業について、担当を集約することにより、地域の皆様の困りごとやご要望などを、これまで以上にしっかりと受け止めて施策に反映させることで、町民の皆様が主役のまちづくりを更に推進してまいります。

次に、産業・観光事業についてであります。

本年3月の降雪により、滝桜について一部の枝が折れる被害が生じました。弱っていた枝の部分

に湿った重い雪が積もったことが原因であり、応急手当を実施するなどの対策を実施しました。これまで以上に滝桜の樹勢等を注視するとともに、必要な対策などについての検討を進めてまいりたいと考えております。滝桜の被害については、多くの方々からご心配のお声をいただくとともに、開花状況や観光への影響も懸念されましたが、約13万人の皆様にご来場いただき、今年も変わらず美しく咲き誇る姿にご安心いただくとともに、ご満足いただけたものと考えております。

今年も町民の方々、中郷小学校や田村高校の児童生徒の皆様にも、お客様をおもてなしするための様々な対応もおこなっていただきました。三春町役場1階では、滝桜開花時期の恒例となりました「なごやかマルシェ」を開催していただくとともに、観光案内もおこなっていただきました。まほら交流広場においては、昨年に引き続き「三春シロモトプロジェクト実行委員会」の皆様による「三春シロモト市 春ノ陣」が開催され、共に大好評でありました。議員の皆様にも、観光案内等のボランティア活動に取組んでいただき、観光客の皆さまへのおもてなしにご尽力をいただきました。誠にありがとうございました。ご協力いただきました関係者の皆さまに改めて御礼を申し上げます。

また、4月1日から6月30日までの間、福島県、市町村、JRなどが一体的に取り組んでいる「ふくしまデスティネーションキャンペーン」について、三春町においては駅前活性化事業駅前イベント「風ふくマルシェ」を開催いたしました。駅長体験やミニSL乗車など、多くの方々に三春駅でお楽しみいただきました。

同日に「三春まちなかトレッキング」や「時代考証の話の特別講演会」も開催し、沢山の皆様にご参加をいただき、まちなかの賑わいを創出することができました。ご協力いただきました皆様にご感謝申し上げます。今後も反省点や課題等を総括し、新たな観光対策を検討するなどして、三春町の魅力発信に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、滝桜のゲノム解析についてであります。国立遺伝学研究所と包括連携協定を締結し、ゲノム解析に取り組む事業を進めることといたしました。去る4月17日に国立遺伝学研究所により滝桜の若葉が採取され、ゲノム解析の事業がスタートいたしました。全ゲノムの解析がおこなわれ、研究が進められることにより、遺伝的特徴や起源の解明などが進められ、将来的には桜の保全と文化的価値の継承に寄与できるものと期待しております。

それでは、今回の6月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、条例廃止に係る議案が1件、条例改正に係る議案が3件、補正予算に係る議案が3件で、計7議案になっております。報告事項は、予算の繰越しが3件であります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、令和8年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 　ただいま議題となっております議案第38号から議案第41号までの4件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております4件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第41号までの4件は、掲載した議案付託表のとおり

各常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・・ 議案第42号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第2号） ・・……………

○議長 日程第8、議案第42号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

儀同財務課長。

○財務課長 それでは令和8年度三春町一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正予算書の方をお開きください。

1 ページ目です。令和8年度三春町一般会計補正予算（第2号）。

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,144万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,119万6,000円といたします。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおりです。

第3条 地方債の補正は第3表のとおりとなります。

それでは5ページ目、タブレット6ページまでお進みください。

第2表になります。債務負担行為の補正。田村消防署三春分署建設特別負担金になります。令和7年度当初予算で規定しておりました2,551万円から、補正後8億8,862万2,000円に補正増額いたします。期間の方は令和8年度から令和28年度までを1年延長しまして、令和9年度から令和29年度までに補正いたします。内容につきましては、郡山広域消防本部の方の工事の概算額が示されたため、総額について債務負担行為をとらせていただくものであります。

続きまして6ページ目です。タブレット7ページ。第3表、地方債の補正になります。公営住宅費に関する起債につきまして、当初2,520万円ですが、補正後4,950万円とするものであります。2,430万円を増額する補正となっております。

続きまして、説明書の方をご覧いただければと思います。3ページ、タブレット4ページまでお進みください。

2の歳入になります。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金。ふるさと三春町応援寄附金（企業）。こちらについては200万円を増額追加したいと思います。

続きまして18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金。今回の補正増額で不足する一般財源分につきましては、2,658万6,000円を繰入れする形となります。

続いて同じく2目公有施設整備基金繰入金、1節公有施設整備基金繰入金。こちらについては債務負担行為にもありましたように、田村消防署三春分署建設特別負担金に充当するために、1,000万円繰入金として収入したいと思います。

続きまして20款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託収入、1節後期高齢者医療費受託収入。こちらについては後期高齢者広域組合からの受託収入分で、事務費相当分が増額となりましたので15万5,000円増額補正となります。

続いて、同じく諸収入、5項雑入、7目雑入、1節総務費雑入。コミュニティ助成事業助成金になります。こちらについては3件ほど三春町の事業が採択になりましたので、840万円ほど助成金が増額となります。

続いて21款町債、1項町債、2目土木債、2節公営住宅債。公営住宅建設事業債。こちらについては記載の工事に関する地方債につきまして、増額して補正する形になります。

続きまして歳出に移りたいと思います。4ページ、タブレット5ページ以降になります。

人件費につきましては説明の方を省略させていただきますが、総額で減額する内容となっております。

タブレット6ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節使用料及び賃借料。企業版ふるさと納税に関する支援事業の使用料になります。先ほどの収入に対する20%の手数料相当、44万円の増額補正となります。

続いて3目財政管理費、12節委託料になります。財務書類4表作成等業務154万円の増額となります。例年作成している財務書類につきまして、データの整理が必要となりましたので増額するものです。

続きまして同じく5目財産管理費、14節工事請負費。新町集会所トイレバリアフリー改修工事503万8,000円です。コミュニティ助成事業で採択された事業のひとつとなっております。車椅子対応の洋式トイレの改修を検討しております。

続きまして同じく6目企画費、1節報酬。移住トータルコーディネート事業のうち、会計年度任用職員1名分の増、150万1,000円になります。地域おこし協力隊の増を検討している形での増額となります。

続きまして6ページ、タブレット7ページになります。以下、移住トータルコーディネート事業に関する事務費等を計上しております。すべて地域おこし協力隊に関する事業費となっております。

6ページの18節負担金、補助及び交付金。地域づくり推進事業、地域サロン・地域支えあい事業補助金マイナス250万円。サロンに対する補助金ではありますが、行政機構改革によりまして保健福祉課に移管するものとなっております。

続きまして7ページ、タブレット8ページになります。24節積立金、まちづくり基金積立金。収入で説明しました企業版ふるさと納税200万円の積立先として、まちづくり基金に積み立てるものとなっております。なお、経費の44万円は除いた形となります。

続きまして10目自治振興費、18節負担金、補助及び交付金。自治振興事業、集会施設に対する補助金151万9,000円。町内にある集会施設5か所の修繕等に関して増額補助するものです。

同じくコミュニティ助成事業。一般コミュニティ助成200万円、地域防災組織育成助成金170万円。一般コミュニティにつきましては中郷まちづくり協会に対する助成となっております。地域防災組織育成助成につきましては、七草木地区自主防災会に対する助成となっております。

続きまして9ページになります。タブレット10ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金。遺族会補助金について、5万円の増額補助となっております。

同じく4目老人福祉費、10節需用費。老人福祉施設管理事業、修繕料。福祉会館の漏水に関する修繕の経費を計上しております。

続きまして10ページになります。タブレット11ページ。同じく6目介護保険事業費、18節負担金、補助及び交付金。介護保険事業費。先ほど企画費の方で減額したサロンに対する補助金につきましては、組み替えのためこちらに計上となります。なお、1件新規サロンが増える予定ということで、50万円増額されております。

続きまして13ページ、タブレット14ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料。予防接種業務198万6,000円。令和8年度から定期接種対象となりました、RSウイルスワクチンに対する委託料となっております。

同じく４目環境対策費、１８節負担金、補助及び交付金。環境対策一般事業費のうち、生活用水確保対策等整備事業補助金。当初予算で３００万円ほど計上しておりましたが、申請数がすでに多く、不足が見込まれることから２００万円を追加して増額するものであります。

続きまして１７ページです。タブレット１８ページ。９款消防費、１節消防費、１目常備消防費、１８節負担金、補助及び交付金。広域消防組合分担金のうち、田村消防署三春分署建設特別分担金８，６８８万９，０００円の増額となります。工事概算費用が示されましたので、今年度に係る負担金を新たに増額して計上するものです。

続きまして１８ページ。タブレット１９ページ。１０款教育費、５項社会教育費、１目社会教育総務費、１２節委託料。国際交流事業費のうち、親善訪問団派遣業務１６８万９，０００円、ライスレイク国際交流協会活動業務３８万５，０００円を計上します。こちらにつきましては、田村高校生４名ほか引率者の形でライスレイク市への親善訪問団を検討しております。なお、現地の活動費につきましても併せて計上するものとなっております。

同じく委託料のうち、国際交流館。こちらにはライスレイクの家の管理経費につきまして、不足が見込まれることから計上することとなっております。

一番下になりますが、アメリカサマーキャンプ派遣事業になります。次のページにお進みください。サマーキャンプ派遣業務４０万１，０００円、ライスレイク国際交流協会活動業務２８万円。当初予算で計上しておりましたが、中東情勢の回復が見込めないということで燃料等が値上がりしたものとしますので、増額補正とするものとなっております。

続きまして、その下になります。２目交流館費、１４節工事請負費。中央交流館費、舞台音響パワーアンプ修繕工事１３２万５，０００円。こちらにつきましても当初予算で計上しておりましたが、原油価格上昇等で部品の資材高騰によりまして、今回増額するものとなっております。

続きまして２０ページ。タブレット２１ページになります。１０款教育費、５項社会教育費、６目自然観察ステーション費。需用費、修繕料。こちらについては屋根の雨漏りの修繕が必要なため計上するものです。同じく１４節工事請負費、高圧ケーブル改修工事。こちらについては当初予算計上しておりましたが、物価上昇による増額補正となります。なお、東屋撤去工事、案内看板撤去工事。こちらについては新たに計上するものでして、長年の経年劣化に伴い撤去が必要な状況になったため、今回新たに計上するものであります。

説明は以上となります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……… 議案第４３号 令和８年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） ……

○議長 日程第９、議案第４３号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 それでは議案第４３号「令和８年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について説明させていただきます。補正予算書、タブレット９ページをお願いしたいと思います。

令和８年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）であります。

第１条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１，１９５万２，

０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７億２３６万８，０００円とするものでございます。

では歳入と歳出の内訳でございます。補正予算説明書のタブレット３６ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございます。１款の国民健康保険税でございます。こちらにつきましては議案第４１号で国民健康保険税の条例改正を上程させていただいておりますが、税率の改正によりまして収入額を補正するものでございます。１節の医療給付費分の現年度課税分を９６１万５，０００円の減額。２節の後期高齢者支援金が１１７万１，０００円の減額。３節の介護納付金分２３５万３，０００円の減額。４節の子ども・子育て支援納付金分１７４万円の増額。５節医療給付費分の滞納繰越分、３４万４，０００円の減額。６節の後期高齢者支援金分の滞納繰越分１１万６，０００円の減額。７節の介護納付金分滞納繰越分９万３，０００円の減額。合わせまして１，１９５万２，０００円を減額し、２億５，９４５万５，０００円とするものでございます。

続いて次のページ、歳出でございます。３款国民健康保険事業費納付金でございます。こちらにつきましては県への納付金の額が確定されたものになりまして、補正をするものでございます。まず１目の医療給付費分でございます。８９万４，０００円を減額しまして、２億２，３７５万５，０００円とするものでございます。続いて２項後期高齢者支援金等分。３７万９，０００円を増額しまして、９，９８５万８，０００円とするものでございます。次に３項介護納付金分。１９万２，０００円を増額しまして、２，９００万２，０００円とするものでございます。４項子ども・子育て支援納付金分。８２万７，０００円を増額しまして、９７９万１，０００円とするものでございます。合わせまして３款の納付金でございますが、５０万４，０００円を増額しまして、総額３億６，２４０万６，０００円とするものでございます。

続いて次のページでございます。８款予備費でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の調整としまして１，２４５万６，０００円を減額しまして、７３９万１，０００円とするものでございます。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 議案第４４号 令和８年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号） ……………

○議長 日程第１０、議案第４４号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

今泉保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは介護保険特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書、タブレットの１３ページになります。

令和８年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１９億３，８２２万８，０００円とする。

続きまして内訳の説明を申し上げます。補正予算説明書をご覧ください。

タブレットの４２ページをご覧ください。介護３ページになります。

まず歳入につきましては、３款国庫支出金、２項国庫補助金、７目介護保険事業費補助金、

1 節介護保険事業費補助金になります。介護保険事業費補助金（システム改修分）ということで27万5,000円の増額になっております。

続きまして7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目介護保険事務費繰入金、1節介護保険事務費繰入金。こちらは職員給与等の繰入金と事務費繰入金。この事務費の方はシステム改修分になります。こちら合わせまして164万6,000円になっております。

続きまして次のページになります。

歳出になりますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、節で言いますと2節・3節・4節、こちらは人件費になります。12節委託料、55万円。こちらは介護保険補足給付の負担限度額改定等に伴うシステム改修業務の委託料になっております。内容につきましては、低所得者の介護保険施設の食費・居住費に係る負担限度額の見直しに対応するためのシステム改修ということになります。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第11、陳情第2号及び日程第12、陳情第3号を議題とします。

本日までに受理した陳情はタブレットに掲載しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第13、報告第4号から日程第15、報告第6号まで町長から報告がありました。このことについては、タブレットに掲載したとおりですので、ご了承願います。

13番。質問を許します。

○13番（影山常光議員） 報告第5号「令和7年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」なんですけれども、28ページ。総務管理費の北町寄附物件登記事務委託なんですけれども、説明の中で、「登記物件に係る過去の所有状況の調査に時間を要している」ということなんですけれども、町が寄附を受けた所有者について真の所有者であるのか。あるいはその前提となる、例えば相続とか承継とか。そういうことが済んでいないなかで町が寄附を受けたのか。ちょっとその辺疑問を感じたものですから、このことについて詳細に説明をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 こちらにつきましては、寄附を受けた際に未登記の物件でありましたので、登記を進めるために過去の所有者を含めまして調査をして、新たに登記をするための調査に時間がかかっているということになっております。

以上です。

○議長 13番。

○13番（影山常光議員） ということは、寄附を受ける段階で寄附採納申込者が真の所有者だということを判断しているんですね。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 寄附を受ける段階では現在ご存命の方については整理されているんですけども、亡くなっている方等がおりましたので、改めてそういったものをすべて家系を調査しているところでございます。

以上です。

○議長 13番。

○13番（影山常光議員） やはりですね、そういうことが前提にある。そのために公共事業が進まないということで、国でも相続の義務化とかそういう制度を作ってますよね。震災等のあとで公共事業がそういうことのなかで進まないってということで、国交省から法務省が指摘を受けてそういう制度を作ったんですけども、やはり町も同じようなケースですよ。

だから町が寄附を受ける段階でそういうことが前提にあるのかどうか考えて、そうしないとそういうことの中に時間を費やして、そのための費用を町が持つということは負担付き寄附みたいな形になってしまうんですよね。ですから、その辺今後慎重に進めてほしいと思います。

○議長 答弁は必要ですか。

○13番（影山常光議員） いえ、今後慎重に進めてほしいと思います。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会します。ご苦労様でした。
(散会 午前10時39分)

令和8年5月30日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 遠藤 晃	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	鳴 原 健 二	財 務 課 長	儀 同 佐江子
ま ち づ く り 推 進 課 長	佐久間 貴	保 健 福 祉 課 長	今 泉 喜 徳
産 業 課 長	渡 辺 淳		
教 育 長	渡 辺 和 也	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年5月30日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いを申し上げます。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されておりますのでご了承願います。

本日は6名の議員が一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

..... 一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式で質問席において行います。質問事項は質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

○議長　　6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○6番（石井一正議員）　議長、ありがとうございます。

本日の私の質問は、滝桜は確かに知名度が10万人を突破して上がっておりますが、人件費の高騰によって少し利益が薄くなっておりますので、何とかこの3年以内に20万人入場者を増やすということのひとつの質問であります。よろしくお願いします。始めます。

三春町の滝桜の知名度が上がっている。しかしながら、観光庁がまとめた2025年のいわゆるインバウンド、訪日外国人の延べ宿泊者数は東京都、大阪、京都、北海道、沖縄で全体の69.7%を占め、31県は1%未満のオーバーツーリズム、いわゆる観光公害が深刻化し、日本旅行協会は訪日客の地方分散の強化が急務だと訴える。

本県の外国人延べ宿泊者数は38万180人、旅行消費は94億6,022万円で、いずれも過去最多を更新した。本県への外国人観光客の半分は、台湾からの来訪者が占めている。

三春町の滝桜は確かに知名度を上げているが、台湾以外に欧州や米国、豪州、東南アジアなどをターゲットに誘客を進めることが大事。それには、東京にアンテナショップを運営してみてもどうか。

アンテナショップは地域の情報を発信したり、特産品を販売したりする店舗。東京都台東区では物件の賃料や光熱費は区が負担、今月までに4県と85市町村が出店し、来店客と対話して販売できると好評だという。

都内のアンテナショップはコロナ後回復している。また、アンテナショップから三春町の誘客で、滝桜の来訪者を倍増させる。そういうことをひとつ質問させていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長　　ご質問にお答えします。

東京でのアンテナショップの運営についてでございますが、外国人も含め、三春町の地域資源や観光資源をPRし、認知度を向上させ、観光誘客につなげていくための取組みとしては、一定の効果があるものと考えておりますが、東京都内に単独で常設のアンテナショップを運営するには、場所の確保に係わる賃料などの経費や人件費、施設の維持費など、継続的な運営経費が必要になるほか、安定的な売上げを確保するため、年間を通して商品を安定的に供給する体制が必要となります。

このため、現状では、人員体制も含めた財政的な課題、季節にとらわれず販売する商品の種類や量の確保に課題があるものと認識しており、東京都内での単独でのアンテナショップの運営は考えておりません。

しかしながら、首都圏での観光誘客に向けた様々な広報・PR活動については、重要な取組みと考えており、福島県が東京の日本橋で運営するアンテナショップ「MIDETTE（ミデッテ）」や議員ご指摘の台東区の「ふるさと交流ショップ台東」などの活用、福島県などが主催する首都圏などでの物産展や観光キャンペーンなどへの参加により、広報・PR活動を行っていきたいと考えております。

また、三春町のホームページや公式YouTube、こおりやま広域圏観光情報サイトなど、様々な媒体を活用し、多言語化での情報発信などを行っており、こうした取組みと併せ、三春町の広報・PR活動に努め、観光誘客につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長 石井一正議員。

○6番（石井一正議員） 渡辺課長、福島県がアンテナショップを東京都内に開いているようですから、福島県との情報を取りながらひとつ進めていただきたいと思います。私の20万人、滝桜入場者数を達成するためには、どうしても東京都内にアンテナショップが必要だということを考えます。よろしくお願いします。

質問2に移ります。今私が訪日インバウンド、訪日外国人が…山形県の銀山温泉が成功している実例を挙げながら質問とさせていただきます。

銀山温泉は木造多層建築で大正ロマンの風情が色濃く残る温泉地。鬼滅の刃でアニメ映画が世界でヒットして、外国人の映画ファンが銀山温泉に来ております。2019年に訪れた外国人は2万8,000人だったが、2025年には10万8,000人と激増した。京都の清水寺、山梨の富士山、神奈川県箱根温泉に次いで全国4位となり、東北で唯一ベスト10位に入った。

そこで、銀山温泉に滝桜の無料入場券を配るということの私の考えであります。ひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長 石井議員に申し上げます。

銀山温泉で滝桜観光と今結びつけましたが、通告質問に載っておりません。ですが、関連がありますので答えられれば、ひとつ渡辺課長お願いをいたします。

渡辺産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えしたいと思います。

今ご提案のありました銀山温泉での滝桜の無料入場券の配布というご提案でございますが、現在、滝桜の入場料につきましては500円の料金を徴収させていただいているところでございます。無料入場券につきましては町民の方限定で発行させていただいているものになっておりますので、いわゆる町外、観光客向けに無料入場券を配布するというようなことは今現在考えておりません。

以上でございます。

○議長 石井一正議員。

○6番（石井一正議員） 現在、円安で訪日外国人が多数占めております。滝桜にも台湾の方がたくさん来ていただいておりますが、やはりアメリカ、欧州、東南アジア、豪州などからの誘客も20万人達成には私は必要だと思います。

ぜひ、今日がスタートですが、銀山温泉との提携によって、私が単純な無料配布券を配るという発想であります。優秀なる渡辺課長にひとつご検討いただいて、銀山温泉の行き帰りにこちらにも幽玄なる滝桜を外国訪日者に見ていただきたいということでもあります。

東京都内のアンテナショップと、この山形県尾花沢市の銀山温泉との提携により、私は3年以内に何とか20万人誘客を達成して、利益率を上げたいという考えであります。よろしく、渡辺課長お願いいたします。

質問を終わります。

○議長 石井議員に申し上げます。

あくまで質問でありますので、お願いではないんです。質問したら答弁があるような質問をお願いします。

以上で6番石井一正議員の質問を終わります。

○議長 15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番（鈴木利一議員） それでは通告してあります、わんぱくクラブの運営について質問いたします。

わんぱくクラブの利用に際し、令和9年度から全ての児童は玄関まで保護者の送迎が必要になるとしています。また、歩き降所を廃止し、保護者の迎えのみとするとしています。また、習いごと等では歩いて降所していたのが、保護者の迎えかクラブを休むようにしてほしいとしています。

1つ目、変更にはどのような背景があったのか。

2つ目、安全面を考慮してとありますが、変更は利用者の希望を考慮したものであるのか。

3つ目、利用者への説明はどのように行ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

わんぱくクラブとは、三春小学校の児童を対象に町で設置しております、放課後児童クラブの名称ということです。

1点目のご質問ですが、これまでわんぱくクラブでの児童の帰りの方法は、児童の歩き降所と保護者の方のお迎えという2通りとしておりました。令和8年4月から、平日は午後6時から同30分まで、土曜日や長期休業中は午前7時30分から午前8時30分までと、午後6時から同30分までの延長利用の実施を導入いたしました。そのため、朝夕の開所時間が長くなること、不審者対策や冬場の暗い中での降所の不安等を考えまして、児童の安全性を確保するために保護者のお迎えをお願いすることとしたということです。

2点目のご質問ですが、変更の理由は延長利用を導入することによる安全性の確保であり、保護者の方からのご提案というものではありません。導入にあたりましては、事前にわんぱくクラブ保護者会役員会にお諮りをし、意見交換を実施いたしました。

その際、「一挙に変更することは混乱を生じる」とのご意見をいただきましたので、令和9年4月からの本格導入とし、今年度は従来どおりの降所方法も可能ということにしております。

3点目のご質問ですが、2点目のご質問でお答えしましたように、保護者会役員会で意見交換を行いましたが、全ての保護者の方が参加されているわけではありませんので、全体への説明は文書で行っております。そのため、現在までに何件かのご意見をいただいております。

具体的には、祖父母の迎えのため、足が悪いので明徳門の階段の上り下りに支障がある、あるいは保護者が体の調子が悪い場合などの対応ということです。これらのご意見に対しましては個別に相談を受けることとしており、今後さらに保護者の皆さんと協議をしたうえで、見直しが必要な点は見直しをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 15番。

○15番（鈴木利一議員） まず習いごとについて、保護者の迎えか休むようにしてほしいと。クラブを休むようにしてほしいということですが、まずわんぱくクラブに子どもさんを預けているということは、保護者の方が仕事をやっているということなんですよ。そして挙げ句、習いごとに行くときには迎えかもしくは休むようにしてほしいということは、安全性を確保することからいうと、逆方向にいつてしまっているのかなというふうに思う

んです。

例えば学校終わって真っすぐ家に帰って、そこから習いごとを考えた場合に、今までですとわんぱくクラブに子どもさんを預けてそこから習いごとに行けたということが、保護者から言えば安心があるわけですね。ところが1回家に帰って誰もいないところに行って、そこから習いごとに行くかといったら、やっぱり安全性を考えれば逆になってるんじゃないかというふうに思います。

あと、お迎えの場合に学校の下駐車場に車を止めて、そこまで迎えに行くわけですが、そこもやっぱり保護者も大変だということで、あと保護者が行けない場合にはおじいちゃん、おばあちゃんにお願いするということだと思うんですが、それもなかなか階段を上がっていくのも大変だと。そういった場合には、例えばですが駐車場までクラブから送っていくとか、例えばですよ。そういった方法をとるとか、とにかく子どもさんを第一に考えて運営して欲しいと。

例えば先ほど言った習いごとで休むようにしてほしいというのは、それはわんぱくクラブの都合だと思うんだよね、これは。子どもさんを第一に考えたときには、やっぱりわんぱくクラブから習いごとに出してやるというのが、保護者としては一番安心だということを考えますと、もう少し柔軟にやってほしい。1年間のインターバルを置いたのは、確かにこれ良かったと思うんですが、もう少し柔軟性を持って対応して欲しいというのと、あと教室まで迎えに行くわけですから、今30分の延長で18時半まで、多くの方は郡山から来る場合には、どうしても18時半ってなかなかきつい時間帯だと思うんですよ。例えばそれを19時にしてもらおうとか。

これからどんどん、保護者の皆さんと協議したうえということなんで、その辺も個別に相談を受けるんじゃないくて、もうちょっと子どもさんを中心にしたように変えて欲しいな、保護者も安心、子どもさんも安心できるような方向に欲しいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 再質問にお答えしたいと思います。

今議員ご指摘のとおり、児童クラブは児童福祉法に基づいて設置をしておりますので、子どもの放課後の安全安心な居場所をつくり、また健全育成を図るという目的で、子どもさんのことを第一に考えるという点については、ご指摘のとおりというふうに考えております。

そしてまた、当然子どものことを第一に考えるだけではなくて、子育て支援策としての事業としての実施という面もありますので、保護者の皆さんのご負担をなるべく軽減するという点でのご指摘についても十分私どもの方でも受け止めたいというふうに考えております。

今回、令和9年から習いごとにつきまして、お迎えを保護者の方、あるいはお休みをしていただけないかというふうな話をしております。今お話をしましたように、放課後児童クラブの目的からいきましても、あまりにも保護者の方への負担が増大するという方法については、当然保護者の皆さんとの意見交換を十分させていただき、見直すべき点はしっかり見直しを行いたいというふうに考えております。

また、延長の時間ですけれども、こちらにつきましてもこの4月から18時30分までということで、30分間の延長ということにしました。実態として、18時30分ではなかなか迎えに來れないという保護者の方が多くいらっしゃる場合には、当然その延長利用の時間につきましても適正に見直しを行って、保護者の方のご負担が減らせるようにというふうな

対応を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終わります。

○議長 14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（遠藤亮子議員） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告により質問をさせていただきます。

昨年4月25日にアウトドアヴィレッジ三春（モンベル三春店）がオープンし、アウトドア・アクティビティの環境創出に係る事業効果についての報告がありましたが、オープンに伴い、町への相乗効果について6点ほどお伺いいたします。

まず1点目ですが、事業の背景、趣旨。こちらは東日本大震災や新型コロナウイルス感染症などの影響により観光客が減少し、地域経済等に大きな影響が出たこと、それと地域経済等を活性化していくため、今までの取組みに加え、春の時期以外にも観光客を呼び込むためとありますが、ここで改めてモンベル誘致に至ったコンセプトをお聞かせください。

2点目ですが、オープンから1年経過で来場者数と町への流動はどのくらいなのでしょう。

3点目。観光客、交流人口の年間の増加目標を10万人以上で得られる経済波及効果を1億8,920万円と推計した場合、町への収益はどのくらいなのでしょう。また、昨年4月から今年2月までの来場者数が14万9,000人となっておりますが、経済波及効果は実質どのくらいなのでしょう。

4点目ですが、アウトドアヴィレッジ三春、来場者数やキャンプサイト利用者数については、アウトドアヴィレッジ三春等がオープンする前から周辺施設に来訪される方も含まれるため、新たな人の流れを生み出す取組み、観光客の年間目標の観点から人流データを活用し、分析を実施するとありますが、現在新たな人の流れを生み出す取組みというのはどのようなものなのか、お聞かせください。

5点目、観光客の年間増加目標10万人以上とは何人に対してでしょうか。

最後6点目ですが、1年経過により創出された数字に町ではどのようにお考えなのかお聞かせください。モンベル三春店がオープンし、この1年どのような状況なのか、町民の皆さんが今もっとも関心を持つところかと思われますので、町民の皆さんが理解できるようにお聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

1点目のモンベル誘致のコンセプトについてであります。今回のアウトドア・アクティビティの環境創出に係る事業の経緯や趣旨などを踏まえつつ、答弁させていただきます。

まず今回の事業の経緯についてですが、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響により、三春町全体の観光客の入込数は、東日本大震災前の平成21年には年間約71万人でしたが、令和2年には約25万人まで落ち込み、地域経済も多大な影響を受けていました。

こうした状況のなか、町では新型コロナ感染症の収束後も見据えつつ、観光客・交流人口を増加・回復させ、地域経済を活性化していくことが必要であるとの考えのもと、それまでの取組みに加え、新たな観光客・交流人口を呼び込むための取組み、新たな人の流れを生み

出すための取組みとして、三春ダムさくら湖周辺の地域資源やフィールドを活かし、アウトドア・アクティビティをキーワードに気軽に豊かな自然環境を楽しめる場所の創出を進めることにいたしました。

具体的な検討にあたっては、アウトドア・アクティビティを基軸として、地域貢献活動などを積極的に行っている国内トップのアウトドアメーカーであるモンベルと連携し、そのノウハウなどを提供してもらいながら検討を進めたところです。

キャンプ場やカヤック場、田部井淳子記念館などの提案・検討を進めるのと同時に、新しい人の流れを生み出すための一つの大きな役割を担ってもらうため、福島県初のモンベルストアの誘致を進めました。

2点目のアウトドアヴィレッジ三春への来場者数についてですが、1年間で約16万人になります。そのほとんどの方がモンベル三春店に訪れた方になるものと思いますが、そのほか、16万人のうち、ビジターセンターには約3万2,000人、田部井淳子記念館にも約2万人の方が訪れております。

人の流動についてですが、アウトドアヴィレッジ三春を訪れた方々に町内を周遊していただくため、ビジターセンターには町内の観光パンフレットや「まちなびカード」を配置しております。

まちなびカードについては、町内のお店の優待サービスが受けられるカードになっておりますが、現在49店舗に参加いただき、年間で約3万2,000枚のカードを手にとって持ち帰っていただいている状況になっており、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

3点目の推計した経済波及効果1億8,920万円に対する町の収益についてですが、一般論としては、推計した経済波及効果が想定どおりに発現された場合、町の財政面の恩恵として想定されるのは、店舗などの業績の向上による法人住民税の増加や、雇用の創出や給与の上昇による個人住民税の増加などが想定されますが、推計した経済波及効果全体に対する税收効果の分析については、現状では町での推計、分析は難しいものと考えております。

直接的な財政的恩恵としては、モンベル三春店の出店に伴うモンベルからの法人町民税とモンベル三春店に勤務する従業員からの個人住民税などの税收になります。

4点目の人の流れを生み出す取組みについてですが、今回の事業で「新たな人の流れを生み出すための取組み」として位置づけていた内容については、先ほど1点目の質問でお答えさせていただいたとおり、キャンプ場やカヤック場、田部井淳子記念館などの整備、モンベルストアの誘致などを位置づけし、取り組みを進めてきたところです。

5点目の観光客の年間の増加目標10万人以上についてですが、この数値については、三春ダムさくら湖周辺での取組みになるため、この事業の具体的な計画の策定などが始まった令和4年当時の三春の里田園生活館の年間の観光客入込数約20万人に対し、10万人以上の増加を目指すものとして設定した数値になります。

6点目のアウトドアヴィレッジ三春のオープンから1年が経過し、その実績に対しての町の考えについてですが、1年間でアウトドアヴィレッジ三春には本当に多くの方々に訪れていただいたものと認識しておりますが、今回の取組みの大きな目的は、町内を周遊してもらい、飲食や買い物をしていただくことで、地域経済を活性化していくことになります。

先ほど申し上げた「まちなびカード」などの取組みは一定の効果を上げている旨を答弁させていただきましたが、さらに多くの方々に町内を周遊していただき、飲食や買い物をしていただけるよう、各店舗をはじめとして、商工会などの関係機関などとも連携しながら、経

済波及効果がより大きくなるよう、取組みを進めていければというふうに考えているところでございます。

○議長 14番。

○14番（遠藤亮子議員） 2点目の人の流動についてなんですけれども、まちなびカードというものを現在49店舗に参加いただいているということなんです、それで一定の効果があつたものと考えているところという答弁がありました。ただ、この49店舗の方々からのご意見があつたりとか、それからこの49店舗に対して、町からはアンケートを取ったりとかつていう動きはあつたのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 お答えさせていただきます。

まちなびカードの参加店舗についてでございますが、議員お質しのような、いわゆる統一的なアンケート調査は実施しておりませんが、個別になりますは何件かのお店の方と少しお話をさせていただいて、利用状況等々の確認をさせていただいている、抽出でちょっとお声を聞いているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長 14番。

○14番（遠藤亮子議員） 2点目については分かりました。

3点目の町への収益なんです、なかなか直接的な、難しいということの答弁をいただいたんですが、直接的な財政的恩恵というもので、モンベルからの法人町民税とモンベル三春店に勤務する従業員からの個人住民税の税収になりますという答弁をいただきました。この1年間で、モンベルからの家賃収入も加えて、年間どのぐらいの収益があるのか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

まずモンベルからの税収につきまして、法人町民税・個人住民税、答弁させていただきましたが、税務情報に関する内容につきましては、非常に秘匿性の高い情報になっておりまして、地方税法で定められておりますが、税務関係に係る職員、いわゆる守秘義務が課されております。役場の中でも単純にモンベルの情報を入手できるようなにはなっていないということで、税額につきまして答弁することは非常に難しいものと考えております。

一方で、ご指摘ありました家賃収入につきましてでございますが、モンベルの家賃収入につきましては、年間で540万円ほどの金額になることで契約を結ばさせていただいているという状況になっております。

以上でございます。

○議長 14番。

○14番（遠藤亮子議員） 守秘義務ということであれば仕方ないということなんです、家賃収入で540万円ということで、やはりそういったものも町民の方々にお示しする必要もあるのかなという部分もあります。

あと6点目の質問になるんですけれども、経済波及効果がより大きくなるのが、もう一番の、こちらはもちろんのことなんですけれども、やはりモンベルができて1年間で潤っているところというのが、三春の里周辺はかなり潤っているというお話で、町の方、やっぱり

目的は町全体が潤わなければ意味のない取組みになってしまうのではないかと思います。そのために毎年統計を取っていただいて、状況を町民の皆さんに周知をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 町全体の経済波及効果が非常に大事だということは、町の方も当然認識しているところでございます。統計的に毎年数字的なところを抑えられるものにつきましては、先ほど税務情報の秘匿性が高いと申し上げましたが、例えば個人・企業が特定できないような状態で数字を確認するということはできるかと思しますので、やはり税務情報が一番売上げ等々の確認をするためには、一番確実な数字かと思われますので、そういった活用できる数字を確認しながら、毎年統計的なものというか、確認をしていければというふうに考えているところでございます。

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それではさきの通告書に基づきまして、2件の質問をしたいと思っております。

第1の質問です。AIバスの導入と公共交通の見直しについて伺います。

1点目。近年、利用者の減少でコミュニティバスの縮小や廃止をして、AIデマンドバス・AIデマンドタクシーを導入する自治体が全国で100を超えてきております。近い将来、当町でもAIデマンドを導入する考えはありますでしょうか。

2点目。AIデマンドバス・AIデマンドタクシーを導入すると、当然バーチャルバス停や予約の専門アプリを導入したり、利用者に対しスマホの操作をできるようにしたりしないといけないということがあります。ただ、住民の移動手段として利便性の向上を考えるとそれも必要なと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 第1の質問にお答えいたします。

AIを活用したデマンド交通につきましては、AIによる効率的な配車や運行ルート設定などにより、既存交通を補完しながら利便性を向上させる有効なサービスとして、全国各地で導入が進められているものと認識しております。

本町につきましては、高齢化などにより自家用車の運転に不安を持つ方や、今後の通院や買い物など、日常生活における移動手段の確保に対する不安の声を聞くことが増えております。移動手段の不足は外出機会の減少につながり、買い物弱者や通院困難者の増加、さらには地域コミュニティの活力低下などを招くことも懸念されております。

町としましては、高齢者等の移動対策として、デマンド交通が有効な手段であると認識をしており、これまで検討を重ねた結果、新たな移動手段として「こまシェア」の実証運行を令和6年度に開始したところでございます。昨年度にはプランや運行エリアの見直しを行ったことで、利用者の増加につながるなど、一定の効果が見られました。今後もより多くの方にご利用いただけるよう、サービス・検討を進めてまいりたいと思っております。

さて、デマンド交通の取組みを進める一方で、AIの導入につきましては、引き続き慎重

な検討が必要であると考えております。導入や維持に対する財政負担の面や、利用者数が安定しなければ継続的な運営が困難となること、またデジタル機器の操作に不慣れな高齢者への配慮なども重要であることから、利用者のニーズなどを十分に把握したうえで、段階的な導入を検討するなどの対応が必要であると考えております。

少子高齢化の中にあっては、限られた交通資源を有効に活用しながら、地域住民の生活を支える移動サービスを維持していくことが必要であり、A Iをはじめとするデジタル技術の重要性は今後ますます高まっていくものと認識しております。

引き続き、先進自治体の導入事例や費用対効果、利用者ニーズなどの把握を行いながら、地域包括連携協定を締結しました株式会社ユニ・トランドが設立する一般社団法人など、地域の交通関連事業者と丁寧な協議を重ね、持続可能な公共交通の実現に向けた取組みを推進してまいります。

2点目のご質問ですが、A I デマンド交通の導入にあたりましては、予約専用アプリやパーチャルバス停の活用など、デジタル技術を活用した仕組みが必要となる一方で、高齢者の皆様への配慮が極めて重要であると認識しております。

そのため、スマートフォン操作に不慣れな方でも利用しやすいよう、電話による予約受付を併用することや、操作画面をできるだけ分かりやすく簡素化するなどの工夫が必要であると考えております。

また、導入時には、利用説明会やスマートフォン講習会などを開催し、実際の予約方法や利用手順を丁寧に説明するなどの取組みを行うことで、誰もが安心して利用できる環境を整備していくことが重要であると考えております。

○議長 10番。

○10番（篠崎聡議員） 路線バスの廃止等により、コミュニティバスの有効性がひと昔前は有効だったんですけど、今は時代が変わりまして「こまシェア」というもの、答弁にもありましたけども、今は「こまシェア」の方がコミュニティバスよりはるかに有効かなと思っております。

ただ「こまシェア」の場合、登録制であったり利用制限があったりとサブスク的な意味合いが多くありまして、まだまだ利用が不便であるということで、これからとしましては「こまシェア」のA I化、町バスも所有していますので、そちらもA I化。おでかけ応援隊の車両もA I化して、地域交通公共のために活用していいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 ご質問にお答えいたします。

おでかけ応援隊・おでかけ支援隊の車両、こちらにつきましての活用、または先ほど利用に不便だというお話がございました。なお、こちらにつきましては先ほどの答弁と繰り返しのようになりますが、A I等のデジタル技術導入の活用、こちらを交通事業者、丁寧に協議を進めながら様々な可能性を探っていきたいと考えております。

また、おでかけ応援隊等の活用でございますが、そちらにつきましては、町の所有物でございまして、そちらも住民の皆様が安心して移動できる環境を整備していきたいと考えております。

○議長 第2の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それでは第2の質問に移らせていただきます。

最近、全国で小中規模の地震が多発しております。ここで、小学校の避難訓練についてお伺いします。

1点目。昔、避難訓練は日時をあらかじめ設定しておき、訓練を実施しておりました。多様性が重要視される今において、日時指定で避難訓練をしているのでしょうか。

2点目。実際に地震が発生したとき、また抜き打ちの避難訓練で「地震が発生しました」とアナウンスがあったときに、校庭にいる子どもたちもわざわざ教室に戻って机の下に潜ったという話を聞いたことがあります。町ではそのところをどのように指導しているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長 ご質問にお答えします。

1点目の避難訓練の実施方法についてですが、町立小学校は、各校年に2回から3回の避難訓練を行っています。災害等はいづ起こるか分からないことから、小学校では児童に事前連絡しての実施に加え、知らせずに実施する方法も取り入れています。

例年、各校ともに、年度初めの1回目の避難訓練の際、事前指導として訓練の意義や非常ベルが鳴ってからの行動、避難経路、集合後の人員確認の方法などを指導し、実際に避難してみte確認することとしています。また警察署や消防署職員を講師にお招きし、助言をいただくことも行っています。2回目以降は、全ての小学校で事前に知らせない避難訓練を予定しております。

2点目のご質問ですが、教室以外のところにいて災害等に遭遇した場合の避難については、緊急放送や近くの教職員の指示を落ち着いて聞き、教室に戻らずに避難場所に集合するよう指導しています。そのことを含め、避難の注意点については、各校で策定している緊急時避難マニュアル等を基に、教育課程に位置づけられた学級活動の時間や道徳の時間、年度当初の避難訓練実施前に指導しています。

今後も、命を守ることを最優先に防災教育を推進してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長 10番。

○10番（篠崎聡議員） 再質問します。

今回地震のことを質問しましたが、火災の避難訓練についても少し聞きたいと思います。分かったらお答え願いたいと思います。

三春町では共同調理場ということで、学校で給食室を持っているところは少ないと思うので給食室からの火災はないかなと思います。職員室とか理科室とかそういったところでの火災が想定されるのかなと思います。もしそういったところで火災が発生した場合も、教室に戻らないようにという指導をしているのでしょうか。1点。

あと、大人になれば、わざわざ少雨決行で避難訓練を行うこともあります。児童の場合はどうなのでしょう。2点お願いします。

○議長 答弁を求めます。

質問をきちんと分かるようにお願いをします。

○10番（篠崎聡議員） 失礼いたしました。火災が発生した場合も教室に戻らないように指導しているのかという質問と、もう1点、大人の場合は雨が降ろうが何しようが、避難訓練をやるといときがあればやりますけども、期日指定でやるときとかそういうときに雨とかあったときにはどうしているのか、お伺いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

1点目の火災についての避難訓練ですが、各小学校、中学校もですけれども、全校火災を想定をした避難訓練を今年度も2回以上予定しております。その場合につきましても、地震の場合と同じように決して教室に戻らないこと、火災で大事なものは火元からとにかく離れるということが大事だと思いますので、それを徹底するようにマニュアル等に記載しておりますので、それに基づいて指導していきたいと考えております。

2点目の大人の場合は雨天決行とかあるんですけど、小学校の場合に雨天の場合はどうなんでしょうかというご質問だと思いますけれども、状況に応じまして雨が強くてかえって危険だという場合には、体育館に避難に変更とか、そのように状況に応じて対応しております。避難訓練は大事ですので、中止ということではなく進めるように指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終わります。

始まってから1時間になりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分を予定しています。

……………・・ 休 憩 ……………
(休憩 午前10時55分)
<休 憩>
(再開 午前11時05分)
……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) ただいま議長より質問の許可を得ましたので、これから三春病院指定管理委託者の考え方についての質疑をいたします。

今ほど委託管理者の考え方と言ったんですけど、どちらかというと委託管理者の視点。どういう場所でどういう見方をしていたかということが主になりますので、その辺そういう目で見ていただければと思います。

では、町では2007年(平成19年)、福島県より移譲されました三春病院を公設民営(指定管理制度)を採用し、公募の結果「星総合病院」を指定管理者に選定。正式に2007年の4月から運営を開始しました。以来19年間、町立三春病院として町民や周辺地域の方々、特に高齢者等の健康と生命を守るための基幹施設として大きな役割を果たしてまいりました。

ところが昨年2025年9月に、利用者にとっては突然指定管理者(星総合病院)の撤退が発表され、2026年の4月からは三春病院が休院という、町民にとっては大きな不安と動揺と不便をもたらされ、極めて深刻な事態となっております。このことについては町内でも様々な不安と動揺の声が多く聞かれておるところであります。

指定管理者のメリットとデメリットを考えますと、メリットについては確かに委託者、町

側のメリット。利用者、地域住民側のメリット。そして民間運営者である星総合病院側にもメリットはありました。だから委託管理者である三春町は、この病院運営に指定管理制度を採用したのだと思っております。

2007年の運用開始から約1年半ぐらいで月次の黒字化に成功して、順調な滑り出しであったようですが、その後しばらくして外来患者数・入院患者数とも減少状態が続きましたが、大きな経営問題には表面化しなかったようであります。しかし、実のところ累積赤字は大きく膨らんでいたようであります。

そこでコロナ禍を迎えるが、その間3年間は国からのコロナ関係補助金があり、今までの累積赤字が一気にプラスに転じるなど、真の経営実態が隠れていたように思います。その後コロナ禍が明けて国の補助金が打ち切られるやいなや、短期決算がいきなり1億5,500万円のマイナス決算になってしまったという報告を議会でも受けたところであります。

ここまですを考察するに指定管理制度のデメリットも大きく、運営への直接統制がなかなか効かない弱体化とか撤退リスク、これが最大の弱点だと思いますが、撤退リスクなどが伴っておりまして、今回はまさにその赤字、人員不足などの理由から突然の撤退等が容易に起きってしまうということを見せつけられた気がします。

そこで質問いたします。

まず1点目。現在の事態に至る兆候はなかったのか。あったとしたらそれはいつだったのか。

それから、兆候に対して町は取れる限りの回避策を講じることができたのか。

3番目。今回の事態の反省点と今後の改善策は見出せたのか。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

1点目の「現在の事態になる兆候はなかったのか。あったとしたらそれはいつか」についてでございますが、星総合病院からは毎年度、運営状況や決算状況の報告を受けており、令和6年7月の三春病院事業等運営協議会において、新型コロナ関連補助金の終了に伴い経営が厳しくなる旨の話は聞いておりましたが、文書などによる事前の協議はございませんでした。

経営悪化の具体的な話としては、令和6年8月9日付で、令和6年度第1四半期における収支悪化を踏まえ、令和6年10月1日から三春病院の回復期病床40床を療養病床へと機能変更する旨の文書の提出がありました。その後、令和6年9月11日提出の「三春病院における病床機能の必要性について」において、田村管内全体として療養病床が不足しており需要があること、また病床機能変更により、毎月200万円の黒字を出せるという試算が示されたことから、令和6年9月24日に三春病院事業等運営協議会を開催して、町は追認するに至りました。

しかしながら、結果としては、令和6年10月以降、毎月約2,000万円の赤字が発生する状況となり、病床機能を変更しても経営を改善するには至りませんでした。そして令和7年4月1日からは療養病床40床を休床するとともに、外来の一部を縮小して運営する方針へと変更いたしました。

以上の経過を経て、三春病院の指定管理期間については令和9年3月31日までありましたが、令和7年9月3日付で、星総合病院から令和8年3月31日をもって指定の取消の申し出が提出されたことにより、指定期間を1年残した令和8年3月31日をもって、町は指

定の取消しを行いました。

2点目の「それらの兆候に対して、町は取れる限りの回避策を講じられたか」についてですが、さきに述べましたとおり、町は星総合病院の提案である病床機能の変更などについて認め、また令和9年度以降の継続更新に向けて協議を重ねてまいりました。

さらには、当初令和9年度から免除を検討しておりました指定管理者負担金2,773万円についても令和7年度から免除とすること、また年額1,500万円程度の指定管理料等を支払うことについても令和7年度から検討している旨、星総合病院には伝えたところですが、継続の合意には至りませんでした。

3点目の「今回の事態の反省点と今後の改善策は見出せたのか」についてですが、今回の事態により、町民の皆様及び受診・入院されておりました皆様に対しては、ご不安やご不便をおかけいたしております。

今後につきましては、地域の医療需要、医療人材の確保状況、町の財政負担を踏まえ、持続可能な医療提供体制の構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、本件に関しましては、星総合病院に対して法的措置も検討していることから、訴訟に影響が出る懸念のある答弁については差し控えさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問させていただきます。

再質問なんですけど、先ほど3つの質問を分けて答弁いただいたんですけども、1つずつで構わないですか。1つずつに対して、①の質問に対しての再質問ということで。

○議長 結構ですが、何を質問したいんだか、分かりやすく質問をお願いします。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほど議長に承諾を得ましたので、再質問させていただきます。

現在の事態に至る兆候はなかったのかということで、それはまたいつからかということでの答弁いただきました。答弁いただきました内容については、今までの経過の説明であると思います。これらについては、昨年の7月の議会の全員協議会で、町が議会に対して、また令和6年度の町立三春病院特別会計として報告していただいております。また、今ほどの答弁いただいた内容については、昨年9月4日にもやはり全員協議会でお話をいただき、さらにはまほらホールで開かれました町民への説明会でも10月28日に説明していただきました。

でも、私が質問しているのは、これらの一連の時系列の事象ごとの時点での報告、今までの報告じゃなくて、その中で何か気づきはなかったかと。「おや、これは三春病院ちょっとおかしいんじゃない」とかっていうふうな気づきはなかったか。「三春病院の運営に異常を来しているようだ」「その原因は何なのか」というふうな調査分析はしなかったのかというふうな質問をしたつもりでございますので、その辺をちょっと再答弁いただければと思います。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 毎年三春病院の運営協議会等を開かせていただいております、その中で星理事長がご出席される場合もありますし、星総合病院の関係者の方から毎年経営状況を伺っております、特に令和7年度までの間は不安なことはございませんでした。

○議長 2番。

○2番（三瓶一壽議員） 私も一応、決算報告書関係があまりはつきり認識できていなかったの、保健福祉課の課長さんの方から書類をいただいて、いろいろ今までの経過というか、

特にコロナ前とコロナ禍、コロナ後の決算報告書をつぶさに見させていただきました。

数値的な計算を見ますと、コロナ前はすごい赤字なんですね。累積赤字が結構な額にいつていたんです。ところがコロナ禍に入った途端に、それが全部解消して黒字になっていると。

それは国の補助金とかいろんなものがあつたからだと思うんですけども、それでまたコロナが明けたらば、また赤字がどっと出てきたというふうな流れを見ますと、私個人的にはコロナの前あたりにも、ちょっと気づかなきゃいけない点があつたのかなというふうな認識でおりますが、その辺、執行者としてはどういうふうにお考えなのか、ちょっとご意見聞かせていただきたいと思います。

○議長 再質問と現在の質問内容が同じような質問に聞き入れましたが、副町長、答弁をお願いします。

○副町長 先ほども申し上げましたが、星総合病院さんの方からの説明は「運営は大丈夫」というふうに聞いておりますし、それ以上のことをここで「おかしいんじゃないか」とか申し上げるのには、訴訟のほうで影響が出る可能性がありますので、控えさせていただきます。

○議長 次の質問に移ってください。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、2番の兆候に対して、町の取れる限りの対策が講じられたのかということに対して、令和9年度以降の継続更新に向けて協議を重ねてまいりました云々との答弁がございました。

三春病院事業等運営協議会の他に、町担当部局と運営者、星総合病院との協議は、回数的にはどのくらい開催されて、町側からの改善策は全く受け入れられなかったのか。それとも町側は医療経営等には素人ということから深入りできず、躊躇していなかったかということについて答弁を求めます。

○議長 質問3回までとなっておりますので、次の3番目も質問があれば一緒をお願いします。

○2番（三瓶一壽議員） 3番目の質問は、3番目に挙げたのは町民、地域の方々にご迷惑をかけましたという謝罪の言葉ではなくて、いただきかったのは1番・2番に関わって、いろんな視点で気づきがあつたと思いますので、その気づきに対して今後どういうふうな対策をもって、新たな選択というか新体制の模索につなげるかということを知りたいと思って質問したんですけど、その辺のチェックポイントをお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 今の2点についての答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 最初のご質問ですが、打ち合わせ等の回数ですけれども、通年ですと運営協議会の内容とそれから決算等で年に3回くらいの打ち合わせですが、経営状況がという令和6年度につきましては、病床の変更や受診科目の変更等々、いろいろ星総合病院の方から提案がありましたので、その年は打ち合わせ回数が増えておりまして、今ここで回数についてはちょっと記憶しておりませんので、お答えできません。

継続についての内容につきましては、先ほども申し上げましたとおり、町の方で多少なりとも赤字分を補填という考えで、負担金の免除。それから1,500万円程度のお金をお支払いしますというようなこと。7・8・9年度の3年間分について、そういうことでいかがでしょうか。それで9年度以降も継続していただけないでしょうかという交渉をしていたわけですが、その金額では経営はちょっと難しいという星さんの方の判断で、今回のような事態

になったと記憶しております。

それから、今後新たな対策ということですが、これは新たな事業者の方の条件もありますので、町の方から一方的に同じような体制でということではできませんので、相手との協議を重ねて、できれば指定管理で、ベッド数も相手の方の要望と町の方の要望、それからあそこにありますMRIの機械を使った検査など等を含めた、全体的に相手と交渉しながら、相手方がうまく運営できるような体制を町も取っていきたいというふうに考えております。

○議長 質問はありますか。

最後の質問でお願いいたします。

○2番(三瓶一壽議員) 三春病院の現在までの内容については分かりました。

それで私の最期の質問というのは、例えば今後、また指定管理を行うのであれば、医療法人会計のスペシャリストを参入させるとか、会議にですね。あと三春病院運営協議会に対しても、もっと体制強化して、対等に相手方との議論をできるっていうふうな監視体制が必要なんじゃないかと思うわけです。その辺をぜひともやるべきだと考えておりますが、結局専門領域だからってということで任せきりにしないで、なるべく特に病院の指定管理の場合は関与して、やっぱり指定管理委託者の方がきちんと把握できているというふうな体制にしてもらいたいと思いますが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 今も運営協議会がございまして、運営協議会の委員さんとして町の中で開業していただいている病院長さん、それから公認会計士さん、三春町の議会議員さんなどに運営委員会の委員さんとしてご参加いただいて、的確な意見をいただいていたものと私は思っております。

なお、今の運営協議会につきましては、星総合病院が指定管理を行う場合の要綱になっております。今後新しい方がやっていただく場合には、契約書・協定書・要綱などについては、顧問弁護士事務所と相談して作成していきたいというふうに考えております。

○議長 以上で、2番三瓶一壽議員の質問を終わります。

○議長 7番小林孝議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○7番(小林孝議員) 議長の指名により、7番、一般質問です。

農業に対しての支援について。ここ最近、肥料、飼料、資材、機械などの値段が高いため、農家に対して大変厳しい状況が続いています。農家を営むに対して、町ではどの程度の取組みをしていますか。特に農業用の建物、建材などどの程度の支援をいただけますか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

町では、農家に対する物価高騰対策として、令和4年度には農産物を販売している農家に対し、販売額に応じた交付金による支援、令和5年度には畜産農家に対し、飼養頭数に応じた交付金による支援、園芸用の施設を運営する農家に対しては、園芸用施設で使用する燃料の購入額に応じた交付金による支援、令和6年度には水稻生産者に対し、作付面積に応じた交付金による支援、令和7年度には認定農業者などに対し、農業用機械や施設の導入・改修などに係る経費に対する補助金の交付など、国の重点支援交付金を活用しながら取組みを

進めてまいりました。

また、こうした緊急的な物価高騰対策に係わる支援と併せ、町では農家を支援する支援制度を様々設けております。そのなかで、農業用施設建設に対する支援については、農業近代化基盤整備事業を設けており、その内容は組合などの組織や受益農家5戸以上が連携し、育苗施設や乾燥調製貯蔵施設、栽培施設などの共同利用施設を建設する場合に、補助率3分の1以内で上限40万円として交付させていただく補助制度の内容になっているところでございます。

また、認定農業者が経営改善計画に基づく施設を導入する場合も、同様の補助を活用することができるようになっております。

町単独の農業用施設に対する支援以外にも、ビニールハウスや加工施設、農業用倉庫などの施設の種類や、園芸作物や畜産などの業種、認定農業者や農業法人などの経営状況に応じ、国や県などで様々な補助制度が設けられております。

補助制度の性質上、それぞれに条件はありますが、補助金の活用を希望する場合には、県をはじめとした関係機関・団体と連携したうえで対応していきたいと考えておりますので、まずは産業課農林グループの方までご相談いただければと考えているところでございます。

○議長 再質問はありますか。

小林孝議員。

○7番(小林孝議員) すみません。私が特に言いたいのは、農家が起業して経営を営むとき、やっぱり資金が大分かかると思います。先立ち。だから、町・県・国の交付金・助成金などは、その5,000万円に対してどの程度のパーセントで出るか、そこまで分かれば聞かせていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 農業を運営するにあたっての資金の確保に対する支援というお質しかと思いますが、経営資金に対する融資制度につきましては、国・県などで制度を設けている実例がございます。町でも、いわゆる融資制度に対する支援という枠組みは持っておりますが、それぞれ条件・内容等々には様々ございますので、個別具体的内容について先ほども申し上げましたが、産業課の方までご相談いただければ幸いと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問ありますか。

7番。

○7番(小林孝議員) 今ほどの元手によりますが、これからいろいろすり合わせしながら、私の一般質問に沿ったような意味合いで、あと課長さんのところへ行きたいと思います。

○議長 答弁がほしいですか。

○7番(小林孝議員) いや、いいです。

○議長 以上で、7番小林孝議員の質問を終わります。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

(午前11時36分)

令和8年6月3日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 遠藤 晃	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	嶋 原 健 二	財 務 課 長	儀 同 佐江子
まちづくり推進課長	佐久間 貴	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	佐久間 正 浩	保 健 福 祉 課 長	今 泉 喜 徳
子育て支援課長	大 内 広 三	産 業 課 長	渡 辺 淳
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	橋 本 泰 寿
教 育 長	渡 辺 和 也	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生涯学習課長	伊 藤 晴 之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年6月3日（水曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 付託議案の委員長報告
- 第 2 議案第38号 三春町学校給食共同調理場条例を廃止する条例
- 第 3 議案第39号 三春町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第40号 三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第41号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第42号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第43号 令和8年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第44号 令和8年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 第10 陳情第 3号 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止すること
- 第11 議員派遣の件
《追加日程》
 - 第 1 議案第45号 三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事請負契約について
 - 第 2 議案第46号 町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について

第 3 発委第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後 2 時 15 分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 皆さん、こんにちは。

傍聴者の皆さんに申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されていますので、ご了承ください。

なお、議場及び傍聴席において、健康管理のための水分補給は可能となっておりますので、申し添えます。

それではただ今より本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第 1、付託議案の委員長報告を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会 6 月会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 29 日に日程設定を行い、6 月 1 日及び 3 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

議案第 39 号 三春町税条例の一部を改正する条例について

本案について、税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 29 日に日程設定を行い、6 月 1 日及び 3 日に第 3 委員会室及び 3 階会議室 3-1、3-2 において開会いたしました。また、6 月 1 日には現地調査を行いました。

議案第 38 号 三春町学校給食共同調理場条例を廃止する条例

議案第 40 号 三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

以上 2 案について、教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 41 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

…………… ・ ・ 討論及び採決 ・ ・ ……………

○議長 日程第2、議案第38号「三春町学校給食共同調理場条例を廃止する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第39号「三春町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号「三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第41号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第42号「令和8年度三春町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号「令和8年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号「令和8年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書 ……………

○議長 日程第9、付託陳情事件について、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会6月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月1日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 古川史典

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

地方財政の充実・強化を求める意見書を提出すること。

以上について財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

本陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

…・ 陳情第3号 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止すること ・…

○議長　日程第10、付託陳情事件について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が定例会6月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月1日、3階会議室3-1、3-2において開会いたしました。

陳情第3号「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止すること」

陳情者　三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春　共同代表　塚原寿

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止することについての意見書を提出すること。

以上について住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、可否同数となったため委員長裁決を行い、本陳情については不採択とすべきものと決しました。

なお、少数意見として「新潟県で原発事故が発生した場合、本県にも大きな影響が及ぶことが想定されること」、「東日本大震災から15年を経過した現在も被災者の生活再建が十分とは言えないこと」などを理由として、本陳情を採択すべきとの意見がありました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

ただ今の委員長報告は不採択であります。したがって、まず本陳情を採択することに賛成の発言を許します。

5 番。

○5 番（山崎ふじ子議員） 本陳情を採択するにあたりまして、賛成の立場から意見を述べます。

まず、柏崎刈羽原子力発電所は福島県に非常に地理的に近いところにあります。一度事故がありますと、偏西風などにより福島県に甚大な被害がもたらされるということは地理的によく分かるかと思えます。

2 番目に、陳情書にもありますように、当時福島県内では16万人弱の方々が避難を余儀なくされました。15年経った今でもいまだに5万6,000人あまりの方々が故郷に帰れない状況にあります。原子力緊急事態宣言がまだ解除されていないということは皆さんご存じでしょうか。

私が生まれてから新潟で起きた地震ですが、1964年新潟地震マグニチュード7.5。2004年中越地震のマグニチュード6.8。2007年中越沖地震マグニチュード6.8。つい先日6月1日の朝6時にマグニチュード4.6の上中越沖地震がありました。このように新潟県は非常に地震が頻発しております。もういつ原発事故が起きてもおかしくない状況にあります。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の経過なんですけれども、住民課長の説明によりますと、令和7年に30市町村にアンケートを取っているようです。6,000人が対象で回収が3,300人あまりということで半数ぐらいなんです、そのアンケートは原子力発電所を稼働して良いかというアンケートではなく、避難圏が分かりますかとかそういったアンケートで、再稼働を認めますかというアンケートを取っているわけではありません。

昨年の11月に県議会で再稼働を認めるという決議をされまして、12月1日に知事が認めたということで、県民の意思がこれにはほぼ反映されなかったという状況で再稼働が始まっております。

そういった意味でも意見書の提出は、原発事故直接の被害を私たちが被ったわけです。いまだに山のキノコは食べられませんし、タケノコの出荷停止も続いたままです。原発前の生活に全く戻っていないわけですね。そういった状況の中、新潟県民にも同じような苦悩を味わってほしくないという思いを伝える重要な意思表示だと思えます。

ですので、可決くださいますようお願いいたします。

○議長 次に、本陳情を採択することに反対の議員の発言を許します。反対討論はありませんか。

1 番影山孝男議員。

○1 番（影山孝男議員） 陳情の採択に反対の意見を述べさせていただきます。

昨年6月の本会議において同様の陳情がございました。東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこととの陳情でしたが、三春町議会是不採択としております。

その後の経過ですが、国の対応方針として原子力防災の充実強化、東京電力の信頼確保、地域経済の活性化につながる地域振興策などを行い、その後の経過として稼働が中止となるような障害もなく、今年4月16日に再稼働いたしました。

ここで中止することを採択するとなると前年度の中身との整合性が保てなくなってきました。

また、日本のエネルギーを巡る厳しい状況。特に経済的な影響としては、エリア別の20

24年度の電気料金を比べてみますと、東北エリアが1kw/hあたりの単価として24.8円。東京が23.9円。原発が稼働している関西電力は20.7円。また、九州エリアにおいても19.8円というような価格になっております。東日本エリアの電力供給の8割は火力発電に依存しております。

また、ロシア・ウクライナ戦争や中東戦争等による燃料の価格高騰及び再エネ賦課金等の増加が予想されます。今後も大量の電力を必要とする設備の増加で、電力需要の増加が見込まれている現状です。

そして一番重要なことです。東京電力には福島第1原発の廃炉という重要な使命があります。それらを総合的に考えると、再稼働及び営業運転は妥当であると私は考えております。

以上のことから、陳情の採択に反対する立場の意見とします。

○議長 次に、本陳情を採択することに賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止することの意見書提出について、賛成の立場から討論いたします。

そもそも隣の新潟県の話に首を突っ込むような形となりますが、東日本大震災で唯一原子力発電所の事故が発生し被災したものとしては、原発の運転をしていただきたくないというふうに思っています。廃炉の技術、使用済核燃料の最終処分が決まらないなか運転をするのは良くないと思います。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止することを求める意見書の提出については賛成いたします。

○議長 次に、本陳情を採択することに反対討論はありませんか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止することの意見書提出に反対の意見を述べます。

私は東日本エリアとりわけ東京電力管内が直面している深刻な電力ひっ迫の状況を踏まえ、一定の厳格な条件のもとに柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めるべきだと考えております。

再稼働を容認すべき理由として大きく3つの点が挙げられます。

まず第1点。原子力の安定供給そのものが社会の安全の一部であるという点であります。2026年度の東日本では、夏季のピーク時の予備率が1%前後にまで低下する見込みが示されております。これは老朽火力発電所の休廃止や需要増加が重なった結果であり、突発的なトラブルや猛暑が重なれば、計画的停電や大規模停電が現実味を帯びる状況水準でもあります。

そもそも電力は医療、福祉、交通、通信、産業、そして日常生活のすべてを支えるインフラであります。電力供給の不安定化はそれ自体が人命、生活基盤を脅かす種類のリスクでもあります。柏崎刈羽原発は東電にとって最大級の電源であり、その一部でも安全に稼働できれば東日本全体の供給余力は大きく改善するものと思います。原発のリスクだけを見てやめるべきだと言うのではなくて、電力不足のリスクと原発のリスクを同じ土俵で考える必要があると思います。そのうえで電力ひっ迫という現実を直視しながら安全性を最大限に高めたうえで、限定的な稼働は社会的なリスクを相対的に下げる選択肢になり得ると考えます。

2番目の理由として、柏崎刈羽原発は福島第1原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新規制

の基準のもとで技術的・制度的な安全対策が大幅に強化されているという点であります。

福島第1原発事故以前の安全神話に戻ることは決して許されない。しかし事故後に導入された新基準は世界的にも見ても非常に厳しい水準にあります。柏崎刈羽原発については核物質防護の重大な不備が発覚し、規制委員会から最も厳しい評価を受けたという重い事実があります。だからこそ再稼働を認める条件としては次のように極めて厳格であるべきと考えます。

1点。核物質防護・テロ対策を含めた安全対策の抜本的な是正。規制委員会による継続的かつ厳格な監視と違反時の即時停止措置、事故時の情報公開と住民避難計画の実効性を確保すること。

次に、福島第1原発事故の検証結果を踏まえた継続的な安全対策の更新であります。動かす以上、徹底的な安全対策を取り続けるという意志・姿勢を制度として組み込むことが重要だと考えます。福島県の経験を踏まえたうえで二度と同じことを繰り返さないために、あえて厳しい条件付きで再稼働を認めるという立場は、決して教訓を否定するものではなく教訓を制度に反映させるひとつの形だと考えております。

最後に3番目の理由としては、原発ゼロを目指すとしても現実を無視できない。つまり中長期的に原発依存を減らすべきだという方向性と、ここ数年をどう乗り切るかという短期的な現実は分けて考える必要があると思います。再生可能エネルギーが蓄電池、需要側の調整力の拡大、原発や化石燃料への依存を減らしていくべきだという方向性には賛同できます。

しかしそれは2030年以降に見据えた中長期的なエネルギー転換の議論でありまして、2026年の今年の夏の電力ひっ迫という目の前にある短期的なリスクをただ理念だけで乗り切ることはできないと思います。

老朽火力発電の延命、休止火力発電所の再稼働、広域流通、デマンドレスポンス、あとは蓄電池の加速的な導入。これらを総動員してもなお東日本エリアの電力供給にはまだ不確実性が残るという見通しがある以上、原発は一切使わないという選択肢は理念としては理解できても、現実のリスク管理としては極めて厳しい。原発ゼロを最終目標としてあげること、移行期においては一切使わないと決めてしまうことは決して同じことを意味するものではないと考えます。

むしろ移行期においては安全対策を徹底したうえで、原発を限定的に活用しつつ、その間再エネ・蓄電池系統設備を加速させるということが、現実的で責任あるエネルギーの政策であると思います。

今まで述べた理由から、三春町議会が今回東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働・営業運転を中止することの意見書を国等の機関に提出することは反対であります。

以上です。

○議長　ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

それでは陳情第3号について採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長　起立少数です。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

……………・・ 議員派遣の件 ……………

○議長 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件についてはタブレットに掲載したとおりでありますので、派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件はタブレットに掲載したとおり、派遣することに決定しました。

……………・・ 追加議案の提出 ……………

○議長 ここで、町長より議案第45号「三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事請負契約について」、議案第46号「町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について」が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

…・・ 議案第45号 三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事請負契約について …・・

○議長 追加日程第1、議案第45号「三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 議案第45号であります。議案書はタブレットの3ページをご覧くださいと思います。議案第45号「三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事請負契約について」であります。

三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的等はページの下の部分となります。工事名称は三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事であります。契約の方法は見積合わせによる随意契約でありました。契約金額は3億8,500万円となります。契約の相手方は宮城県仙台市青葉区二日町3番10号 グラン・シャリオビル 丸茂電機株式会社仙台営業所 所長 宮村健人となります。

議案説明書の方をご覧くださいと思います。タブレット3ページ上段となります。

三春交流館「まほら」舞台客席照明施設LED切替工事について、見積合わせの結果、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものというものでございます。

契約金額それから相手方につきましては先ほど申し上げました。工事の概要としましては、まほらホールの舞台及び客席照明設備のLED切替工事であります。この工事につきましては2か年の施工を予定しております。令和8年度第1期、令和9年度第2期としております。工期につきましては、着工が契約の効力の発生する日から3日を経過した日、完成は令和10年3月31日となっております。

なお、説明図につきましては次のページから4枚ということになります。こちら図面の方で、まほらホールの舞台の平面図が1～3階と3階の上部ということで4枚掲載しております。こちらの図面に第1期工事につきましては赤文字、第2期工事につきましては青文字で工事内容が記載されておりますので、こちらの方でご確認いただきたいと思います。

説明は以上であります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員） これは見積合わせで3億8,500万円なんですが、工事業者がもっとたくさんあるんじゃないかと思うんですが、見積合わせになった経緯等があればお願いします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 この工事につきましてはまほらホールの舞台ということで、大分特殊な電気設備工事となっております。しかも今は資材がなかなか手に入らないということもございまして、2か年の工期とせざるを得ませんでした。そのようなこともありまして、工事期間中にもいろいろな公演等が予定されておりまして、今現在使っている照明設備、いわゆる白熱灯の設備なんですが、白熱灯の設備から1期・2期に分けてLED化をしていくというところでは照明のコントロール方法が大分重要になってきます。そういったこともございまして、この契約の相手方、丸茂電機株式会社につきましては、まほらホールを建設した当時の納入業者でもありましたし、また、そうした照明設備についての専門業者でもあります。そのような切替にあたっての円滑な工事施工、これを重視いたしまして、1者ですが丸茂電機に見積合わせ、随意契約とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長 他にありませんか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 1者見積合わせなんですけども、おそらく予算があつての見積合わせだと思うんですけども、町で積算した予算はどのぐらいだったのか、差し支えなければ教えてください。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 町で積算しました設計額ということで申し上げたいと思います。税込みで申し上げます。町で設計しましたのは約4億円ということになります。

以上でございます。

○議長 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長 ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……・・ 議案第46号 町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について ・・……

○議長 追加日程第2、議案第46号「町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 私の方から説明をさせていただきます。

追加議案書の2ページ、タブレット4ページをお開きください。

議案第46号になります。町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について。

この工事につきましては、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和8年6月3日提出 三春町長 坂本浩之

契約の目的ですが、町道実沢青石永志田線道路改良工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、税込6,490万円になります。契約の相手方、福島県田村郡三春町大字南成田字山崎399番地の3 株式会社榎本組 代表取締役 榎本英基になります。

続きまして議案説明書をお開きください。議案説明書1ページ、タブレット3ページ。下段の方になります。

議案第46号「町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について」。契約金額、契約の相手方までにつきましては議案書での説明のとおりです。工事の概要ですが、今回行います道路改良工事、橋の架け替えを含めまして延長60m。幅員に関しましては改良を行って全線に渡りまして、側溝含めて6mの幅員を確保するということで拡幅の工事を行っております。

今回大きな工事の内容としましては、橋梁の架け替えに伴いまして、水路に内空幅3m×3mのボックスカルバートを9本、13.5m設置するもの及び水路の工事になります。工期ですが、着工が契約の効力の発生する日から3日を経過した日から。完成の方は今年度末、令和9年3月31日を予定しております。

続きまして、タブレット8ページの方に位置図がありますのでお開きください。

工事の場所になりますが、実沢字高畑地内になります。図面の赤く着色されている場所、地区の第2公民館の北側、現人神社のすぐ手前側というふうになります。

次のページをお開きください。平面図と工事箇所の横断図になります。まず下の方にあります横断図ですが、ナンバー20ということで今回工事をする箇所の横断図になります。図面にありますように側溝から側溝まで6mに拡幅をしまして、車のすれ違いを容易にするような形での工事を行っているものです。

平面図の方をご覧ください。赤く着色している場所が今回の工事箇所になります。着色されている右側の方に階段が記されているかと思いますが、こちらが現人神社になります。そのすぐ手前側の工事ということになりまして、工事番号からしますとナンバー20から23ということで60mになります。赤く着色されたところに緑の線が2本太く書かれているかと思いますが、ここが水路にあるところにボックスカルバートを設置する箇所になります。こちらにボックスカルバート13.5mを設置しまして、上部に橋梁を架け直しまし

て6m幅を確保していくというようなことでの工事を予定しております。

工事内容については以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………追加議案の提出……………

○議長 ただいま総務常任委員長より発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって発委第3号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

……………発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書……………

○議長 提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和8年6月3日提出 提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載したとおりでございます。

令和8年6月3日 福島県田村郡三春町議会議長 影山 初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会議に付された事件はすべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決いただきまして、ありがとうございました。追加で提案させていただきました工事関係につきましては、速やかな発注に心がけていきたいというふうに思っております。

さて、今日は台風6号が接近したなかでの議会の最終日ということになりました。今回テレビを観ていて改めて驚いたのが、計画運休あるいはリモートワークということで事前に計画的に混乱を避ける機能が働いたというところに注目いたしました。

一方で我々、それぞれの家庭での準備はどうだろうというふうに思ってみますと、今回は24時間ぐらいの災害対応ということになりますけども、もっと長期になる場合は家の中の蓄えあるいは避難先の確保、そういったものをそれぞれ個々のご家庭で決めなくちゃいけないわけですが、それが果たして十分であろうかなというふうな疑問を持っております。町といたしましても個別避難計画の作成を進めておりますが、そういった防災対策のひとつとして各家庭での備え、そういったものに対する情報提供あるいは十分な備えをするための仕事をしていきたいなというふうに思っております。引き続き皆様のご支援をお願いしたいというふうに思っております。

気温が大分下がります。乱高下が続きますが、身体に気をつけてご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ご苦労様でした。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和8年三春町議会定例会6月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 3時08分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月3日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 三 瓶 文 博

署 名 議 員 篠 崎 聡

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 3 8 号	三春町学校給食共同調理場条例を廃止する条例	全 員	原案可決
議案第 3 9 号	三春町税条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第 4 0 号	三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第 4 1 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第 4 2 号	令和 8 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）	全 員	原案可決
議案第 4 3 号	令和 8 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
議案第 4 4 号	令和 8 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
議案第 4 5 号	三春交流館「まほら」舞台客席照明施設 L E D 切替工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 4 6 号	町道実沢青石永志田線道路改良工事請負契約について	全 員	原案可決
発委第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	全 員	原案可決